

2018年1月16日

(第12回審査基準専門委員会 WG 資料)

一般社団法人 日本知的財産協会
特許第1委員会 委員長 田中裕紀第12回審査基準専門委員会WGに向けた意見

「コンピュータソフトウェア（CS）関連発明に係る審査基準等の点検・改訂のポイント」について、JIPA の検討結果を以下に述べさせていただきます。

1. 一般の審査基準の点検・改訂について

近年の IoT 関連発明の出願の増加を受けて、従来 ICT の利用があまり進んでいなかった分野の審査を支える体制の確立など、特許庁の迅速な対応に感謝いたします。

一般の点検・改訂により、これまで CS 関連発明をあまり扱っていなかった審査官の方々にとっても更に理解し易い審査基準が提供されることとなり、安定した権利の形成により、我が国における ICT 産業が更に発展することを期待いたします。

今後、技術分野間での判断バラツキが生じていないか調査・分析することで、改訂された審査基準の運用状況を確認頂きたいと考えます。

2. 今後のグローバル対応について

審査基準等は改訂後、速やかに英訳され、各国に発信されると伺っています。

改訂後の審査基準の分かりやすさ等について、①審査官交流等の機会を捉えて個別具体的に各国審査官の意見・コメントを収集するとともに、②ユーザ団体等を介して各国ユーザ（出願人）の意見も収集することで、我が国の CS 関連発明の審査基準を更に洗練させ、CS 関連発明の審査のグローバルハーモ実現に向けてリーダーシップを発揮して頂くことを期待します。

3. その他

参考資料 1-5 を参照しますと、先般のハンドブックに事例追加された「データ構造」について、各国で発明該当性についての認否が異なる状況が示されています。「媒体に記憶する」との形式的な対応だけで、他は「プログラム」と同様の扱いとなるのか否か、ユーザとしては気になるところであります。他国に対しても、データ構造の発明の取扱いについて明確化するように働きかけて頂くことを期待します。

以上